

平成十一年法律第二百九十二号

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法

目次

第一章 総則（第一条～第八条）

第二章 役員及び職員（第九条～第十三条）

第三章 業務等（第十四条～第十七条の二）

第四章 雑則（第十八条～第二十二条）

第五章 罰則（第二十三条～二十四条）

附則

第一 章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「生物系特定産業技術」とは、その業務において生物の機能を維持増進し、若しくは利用し、又は生物の機能の発現の成果を獲得し、若しくは利用する事業で次に掲げる業種に属するものに関する技術（基盤技術研究円滑化法（昭和六十年法律第六十五号）第二条に規定する基盤技術に該当するものを除く。）のうち当該事業を所管する省の所掌に係るものであつて、その開発に当たり生物の機能又はその発現の成果の特性に密接に関連する試験研究を必要とするものをいう。

一 農林漁業

二 飲食料品製造業及びたばこ製造業

三 前二号に掲げるもののほか、その業種に属する事業に関する技術の性格を勘案し、その技術の高度化を図ることが特に必要でかつ適切と認められる業種として政令で定めるもの（名称）

（研究機構の目的）

第三条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構とする。

（研究機構の目的）

第四条 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「研究機構」という。）は、農業及び食品産業に関する技術（蚕糸に関する技術を含む。以下「農業等に関する技術」という。）

上の試験及び研究等を行うことにより、生物系特定産業技術の高度化に資することを目的とする。

2 研究機構は、前項に規定するものほか、種苗法（平成十一年法律第八十三号）に基づき適正な農林水産植物の品種登録の実施を図るための現地調査又は栽培試験を行うとともに、優良な種苗の流通の確保を図るための農作物の種苗の検査並びにばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布を行うことを目的とする。

（国立研究開発法人）

第四条の二 研究機構は、通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人とする。

第五条 研究機構は、主たる事務所を茨城県に置く。

（事務所）

第六条 研究機構の資本金は、附則第五条第二項の規定により政府から出資があつたものとされた金額とする。

2 研究機構は、必要があるときは、主務大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができ

3 政府は、前項の規定により研究機構がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、研究機構に追加して出資ができる。この場合において、政府は、第十五条各号に掲げる業務のそれぞれに必要な資金に充てるべき金額を示すものとする。

4 政府以外の者は、研究機構に出資しようとする場合は、第十五条第二号及び第三号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資しなければならない。この場合において、当該政府以外の者は、同条第二号及び第三号に掲げる業務のそれぞれに必要な資金に充てるべき金額を示すものとする。

（持分の払戻し等の禁止）

第七条 研究機構は、通則法第四十六条の二第一項若しくは第二項の規定による国庫への納付又は通則法第四十六条の三第三項の規定による払戻しをする場合を除くほか、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2 研究機構は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

（持分の譲渡し等）

第八条 政府以外の出資者は、その持分を譲り渡すことができる。

2 政府以外の出資者の持分の移転は、取得者の氏名又は名称及びその住所を出資者原簿に記載した後でなければ、これをもつて研究機構その他の第三者に対抗することができない。

3 出資者の持分については、当該持分が信託財産に属する旨を出資者原簿に記載した後でなければ、当該持分が信託財産に属することを研究機構その他の第三者に対抗することができない。

第二章 役員及び職員

（役員）

第九条 研究機構に、役員として、その長である理事長及び監事三人を置く。

2 研究機構に、役員として、副理事長一人及び理事八人以内を置くことができる。

（副理事長及び理事の職務及び権限等）

第十条 副理事長は、理事長の定めるところにより、研究機構を代表し、理事長を補佐して研究機構の業務を掌理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長（副理事長が置かれているときは、副理事長及び同条第三項第四条の規定による副理事長）を補佐して研究機構の業務を掌理する。

3 理事のうちから理事長が指名する者は、第十四条第二項に規定する業務及び同条第三項第五条の規定による副理事長を掌理する。

4 副理事長は、理事長の定めるところにより、研究機構の業務を代理する。

5 前項の規定によつて、副理事長の定めるところにより、研究機構の業務を代理する。

4 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、副理事長とする。ただし、副理事長が置かれていなければならない場合であつて理事が置かれているときは理事、副理事長及び理事が置かれていなければならないときは監事とする。

5 前項の規定によつて、副理事長の任期（補欠の理事長の任期を含む。以下この項において同じ。）と対応するものとし、任命の日から、当該対応する理事長の任期の末日までとする。

（副理事長の任期）

第六条 副理事長の任期は、理事長の任期（補欠の理事長の任期を含む。以下この項において同じ。）と対応するものとし、任命の日から、当該対応する理事長の任期の末日までとする。

2 理事の任期は、二年とする。

（役員及び職員の任期）

第七条 副理事長の任期は、理事長の任期（補欠の理事長の任期を含む。以下この項において同じ。）と対応するものとし、任命の日から、当該対応する理事長の任期の末日までとする。

2 理事の任期は、二年とする。

（役員及び職員の地位）

第八条 副理事長の任期は、理事長の任期（補欠の理事長の任期を含む。以下この項において同じ。）と対応するものとし、任命の日から、当該対応する理事長の任期の末日までとする。

2 理事の任期は、二年とする。

（役員及び職員の秘密保持義務）

第九条 副理事長の任期は、理事長の任期（補欠の理事長の任期を含む。以下この項において同じ。）と対応するものとし、任命の日から、当該対応する理事長の任期の末日までとする。

（業務の範囲）

第十条 研究機構は、第四条第一項の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

第三章 業務等

一 農業等に関する技術上の試験及び研究、調査、分析、鑑定、検査（農機具についての検査に限る。）並びに講習を行うこと。

二 家畜及び家きん専用の血清類及び薬品の製造及び配布を行うこと。

三 試験及び研究のため加工した食品並びにその原料又は材料の配布を行うこと。

四 原蚕種並びに桑の接穂及び苗木の生産及び配布を行うこと。

五 生物系特定産業技術に関する基礎的な試験及び研究を他に委託して行い、その成果を普及すること。

六 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第三十一条の六第一項の規定による出資並びに人的及び技術的援助のうち政令で定めるものを行うこと。

七 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

八 研究機構は、第四条第二項の目的を達成するため、次に掲げる業務を行うこと。

九 研究機構は、第五条の二第一項（同法第十七条の二第六項、第三十五条の三第三項及び第四十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定による現地調査又は栽培試験を行うこと。

十 研究機構は、前項に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うこと。

十一 研究機構は、前項に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うこと。

十二 研究機構は、第六十三条第一項の規定による集取

十三 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第三十二条第一項の規定による立入り、質問、検査及び収去

十四 研究機構は、前三項に規定する業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、林木の品種改良のための放牧線の利用に関する試験及び研究を行うことができる。

十五 研究機構は、前項に規定する業務に附帯する業務を行なうこと。

十六 研究機構は、前項に規定する業務に附帯する業務を行なうこと。

十七 研究機構は、前項に規定する業務に附帯する業務を行なうこと。

十八 研究機構は、前項に規定する業務に附帯する業務を行なうこと。

十九 研究機構は、前項に規定する業務に附帯する業務を行なうこと。

二十 研究機構は、前項に規定する業務に附帯する業務を行なうこと。

二十一 研究機構は、前項に規定する業務に附帯する業務を行なうこと。

（余裕金の運用の特例）

第十七条 研究機構は、第十五条第二号に掲げる業務に係る業務上の余裕金については、通則法第四十七条に規定する方法によるほか、財政融資資金への預託により運用することができる。

第十八条 研究機構は、主務大臣が通則法第三十五条の四第一項に規定する中長期目標において第十四条第一項第五号に掲げる業務及びこれに附帯する業務のうち科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の二第一項に規定する特定公募型研究開発業務として行うものに関する事項を定めた場合には、同項に規定する基金（次項において「基金」という。）を設け、次項の規定により交付を受けた補助金をもつてこれに充てるものとする。

第十九条 政府は、予算の範囲内において、研究機構に対し、基金に充てる資金を補助することができ

第四章 雜則

（緊急時の要請）

第二十条 農林水産大臣は、次に掲げるときは、研究機構に対し、第十四条第一項第一号に掲げる

業務のうち必要な試験及び研究、調査、分析又は鑑定を実施すべきことを要請することができる。

一 農作物、家畜又は家きんに重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合において、当該被害の拡大又は発生を防止するため緊急の必要があると認めるとき。

二 品質が適正でない食品が流通し、又は流通するおそれがあり、これを放置しては一般消費者の利益を著しく害すると認められる場合において、一般消費者の利益を保護するため緊急の必要があると認めるとき。

三 研究機構は、前項の規定による農林水産大臣の要請があつたときは、速やかにその要請された

試験及び研究、調査、分析又は鑑定を実施しなければならない。

（出資者原簿）

第二十一条 研究機構は、出資者原簿を備えて置かなければならない。

二 出資者原簿には、第十五条第二号及び第三号に掲げる業務に係る出資ごとに、各出資者につい

て次の事項を記載しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 出資の引受け及び出資金の払込みの年月日

三 出資額

（残余財産の分配）

第二十二条 研究機構は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、

当該残余財産の額のうち、第十五条第一号に掲げる業務に係る勘定に属する額に相当する額を政

府に対し、同条第二号に掲げる業務に係る勘定に属する額に相当する額を同号に掲げる業務に係

る各出資者に対し、同条第三号に掲げる業務に係る勘定に属する額に相当する額を同号に掲げる

業務に係る各出資者に対し、それぞれ、その出資額に応じて分配するものとする。

二 前項の規定により第十五条第二号及び第三号に掲げる業務に係る各出資者に分配することができる額は、その出資額を限度とする。

三 第二項の規定による分配の結果なお残余財産があるときは、その財産は、国庫に帰属する。

四 第二十二条第一項に規定する業務に係る勘定に属する額に相当する金額を同号に掲げる

業務に係る各出資者に分配するものとする。

五 第二十二条第一項に規定する業務に係る勘定に属する額に相当する金額を同号に掲げる

業務に係る各出資者に分配するものとする。

六 第二十二条第一項に規定する業務に係る勘定に属する額に相当する金額を同号に掲げる

業務に係る各出資者に分配するものとする。

七 第二十二条第一項に規定する業務に係る勘定に属する額に相当する金額を同号に掲げる

業務に係る各出資者に分配するものとする。

八 第二十二条第一項に規定する業務に係る勘定に属する額に相当する金額を同号に掲げる

業務に係る各出資者に分配するものとする。

九 第二十二条第一項に規定する業務に係る勘定に属する額に相当する金額を同号に掲げる

業務に係る各出資者に分配するものとする。

十 第二十二条第一項に規定する業務に係る勘定に属する額に相当する金額を同号に掲げる

業務に係る各出資者に分配するものとする。

- 2 この法律の施行の際現に推進機構が有する資産のうち、研究機構がその業務を確實に実施するためには必要な資産以外の資産は、この法律の施行の時において国が承継する。
- 3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。
- 4 推進機構の平成十五年四月一日に始まる事業年度は、推進機構の解散の日の前日に終わるものとする。
- 5 推進機構の平成十五年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお從前の例による。
- 6 第一項の規定により研究機構が推進機構の資産及び債務を承継したときは、政府及び政府以外の者から推進機構に対し附則第八条の規定による廃止前の生物系特定産業技術研究推進機構法（昭和六十一年法律第八十二号）以下「旧推進機構法」という。第五条第二項第一号に規定する民間研究促進業務（以下この項において「民間研究促進業務」という。）に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されている出資金に相当する金額（第二項の規定により国が承継する資産に旧推進機構法第三十一条の規定により設けられている民間研究促進業務に係る勘定（以下この条において「民間研究促進業務勘定」という。）に属する資産が含まれる場合にあっては、当該資金に相当する金額については、当該金額から第二項の規定により国が承継する資産のうち民間研究促進業務勘定に属する資産の価額及び当該資産の価額を基礎として政令で定めるところにより算定した金額の合計額を控除した額に相当する金額）は、それぞれ、その承継に際し政府及び当該政府以外の者から研究機構に新法第十四条第二号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとする。
- 7 第一項の規定により研究機構が推進機構の資産及び債務を承継したときは、承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額（以下「純資産額」という。）のうち旧推進機構法第三十一条の規定により設けられている旧推進機構法第五条第二項第二号に規定する基礎的研究業務に係る勘定に属する額に相当する金額は、その承継に際し政府から研究機構に新法第十四条第三号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとする。
- 8 第一項の規定により研究機構が推進機構の資産及び債務を承継したときは、純資産額のうち旧推進機構法第三十一条の規定により設けられている旧推進機構法第五条第二項第三号に規定する農業機械化促進業務（第二号において「農業機械化促進業務」という。）に係る勘定（第一号において「農業機械化促進業務勘定」という。）に属する額に相当する金額は、その承継に際し政府及び政府以外の者から研究機構に新法第十四条第四号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとする。この場合において、その承継の際ににおける次の各号に掲げる金額は、それぞれ、その承継に際し当該各号に定める者から研究機構に出资されたものとする。
- 9 純資産額のうち農業機械化促進業務勘定に属する額に相当する金額から次号に掲げる金額を控除した額に相当する金額 政府
- 10 二 政府以外の者から推進機構に対し農業機械化促進業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されている出資金に相当する金額 当該政府以外の者
- 11 三 前三项の場合において 研究機構は、新法第七条第二項に規定する認可を受けることなく、前項の規定により研究機構に出资されたものとされた額により資本金を増加するものとする。
- 12 第七項に規定する資産の価額は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。
- 13 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。
- 14 第一項の規定により推進機構が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。（持分の払戻し）
- 第五条 前条第六項及び第八項の規定により研究機構に出资したものとされた政府以外の者は、研究機構に對し、施行日から一月以内に限り、当該出資に係る持分の払戻しを請求することができる。
- 2 研究機構は、前項の規定による請求があったときは、新法第八条第一項の規定にかかわらず、研究機構に對し、施行日から一月以内に限り、当該出資に係る持分の払戻しをしなければならない。この場合において、研究機構は、当該持分に係る出資額により資本金を減少するものとする。
- 第六条 施行日の前日において健康保険組合（推進機構の事業所又は事務所を健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十七条第一項に規定する設立事業所とする健康保険組合をいう。以下この項において同じ。）の被保険者であつた者で推進機構の役員又は職員であつたもののうち、施行日に農林水産省共済組合（国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第三条第一項の規定により農林水産省に属する職員（同法第二条第一項第一号に規定する職員をいう。以下この項において同じ。）及びその所管する独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）の職員をもつて組織された国家公務員共済組合をいう。以下同じ。）の組合員となつた者（研究機構の役員又は職員となつた者に限る。）に係る施行日以後の給付に係る国家公務員共済組合法の短期給付に関する規定及び同法第二百二十六条の五第一項の規定の適用については、その者は、施行日前の健康保険組合の被保険者であつた間（推進機構の役員又は職員であつた間に限る。）農林水産省共済組合の組合員であつたものとみなし、その者が施行日前に健康保険法による保険給付を受けていた場合における当該保険給付は、国家公務員共済組合法に基づく当該保険給付に相当する給付とみなす。
- 2 この法律の施行の際前項に規定する者のうち健康保険法第九十九条第一項の規定による傷病手当金の支給を受けることができた者であつて、同一の傷病について国家公務員共済組合法第六十条第一項の規定による傷病手当金の支給を受けることができるものに係る同条第二項の規定の適用については、当該健康保険法第九十九条第一項の規定による傷病手当金の支給を始めた日を当該国家公務員共済組合法第六十六条第一項の規定による傷病手当金の支給を始めた日とみなす。
- （推進機構の役員であつた被保険者に係る厚生年金保険法の規定の適用の特例）
- 第七条 施行日の前日において厚生年金基金（推進機構の事業所又は事務所を公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三条）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第一百七十七条第三項に規定する設立事業所とする厚生年金基金をいう。以下この条において同じ。）の加入員である厚生年金保険の被保険者であつた者（推進機構の役員又は職員であつた者に限る。）で施行日に農林水産省共済組合の組合員となつた者（研究機構の役員又は職員となつた者に限る。）のうち、施行日前の厚生年金保険の被保険者期間（厚生年金基金の加入員である厚生年金保険の被保険者であつた期間（推進機構の役員又は職員であつた期間に限る。）に係るものに限る。）及び国家公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者期間（國立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の役員又は職員である期間に限る。）に係るものに限り、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第七条第一項の規定により同項に規定する第二号厚生年金被保険者期間とみなされた同法附則第四条第十一号に規定する旧国家公務員共済組合員期間（農林水産省共済組合の組合員であつた期間（研究機構、独立行政法人農業・食品産業技術総合

定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が当該施行日後の研究機構等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む）の支給を受けているときは、この限りでない。

二条の規定により引き続いて施行日後の研究機構等の職員として在職し、附則第二条の規定による特労法（昭和四十九年法律第百十六号）による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に当該施行日後の研究機構等を退職したものであって、その退職した日まで当該施行日前の研究機構等の職員として在職したものとしたならば国家公務員退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

（国家公務員退職手当法の適用に関する経過措置）

第五条 施行日前に施行日前の研究機構等を退職した者の退職手当について国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第九十五号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第一条の規定による改正前の国家公務員退職手当法第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人農業者大学校、独立行政法人農業生物学資源研究所、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人農業工学研究所及び独立行政法人食品総合研究所を退職した者については国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人さけ・ます資源管理センター及び独立行政法人水産大学校を退職した者については国立研究開発法人水産研究・教育機構の、独立行政法人農業者大学校、独立行政法人農業生物学資源研究所、独立行政法人畜改良センターを退職した者については独立行政法人畜改良センターの、独立行政法人国際農林水産業研究センターを退職した者については国立研究開発法人国際農林水産業研究センターの、独立行政法人森林総合研究センター及び独立行政法人森林研究・整備機構の理事長は、同法第十二条の二第一項に規定する各省各庁の長等とみなす。

（労働組合についての経過措置）

第六条 この法律の施行の際現に存する特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）。次条において「特労法」という。第四条第二項に規定する労働組合であつて、その構成員の過半数が附則第二条の規定により施行日後の研究機構等の職員となる者であるものは、この法律の施行の際労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該労働組合が法人であるときは、法人である

2 前項の規定により法人である労働組合となつたものは、施行日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとは、適用しない。

（不当労働行為の申立て等についての経過措置）

第七条 施行日前に特労法第十八条の規定に基づき施行日前の研究機構等がした解雇に係る中央労働委員会に対する申立て及び中央労働委員会による命令の期間については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に中央労働委員会に係属している施行日前の研究機構等との職員に係る特労法の適用を受ける労働組合とを当事者とするあつせん、調停又は仲裁に係る事件に関する特労法第三章（第十二条から第十六条までの規定を除く。）及び第六章に規定する事項については、なお従前の例による。

（農業者大学校等の解散等）

4 第八条 農業者大学校等は、この法律の施行の時において解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時において独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が承継する。

2 この法律の施行の際現に農業者大学校等が有する権利のうち、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、この法律の施行の時において国が承継する。

3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関する必要な事項は、政令で定める。

4 農業者大学校等の平成十八年三月三十一日に終わる事業年度における業務の実績についての独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）第三十二条第一項の規定による評価及び同日に終わる中期目標の期間（通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間をいう。以下同じ。）における業務の実績についての通則法第三十四条第一項の規定による評価は、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が受けるものとする。この場合において、通則法第三十二条第三項（通則法第三十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による通知及び勧告は、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構に対してなされるものとする。

5 農業者大学校等の平成十八年三月三十一日に終わる中期目標の期間に係る通則法第三十三条の規定による事業報告書の提出及び公表は、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が行うものとする。

6 農業者大学校等の平成十八年三月三十一日に終わる事業年度に係る通則法第三十八条及び第三十九条の規定により財務諸表等に関し独立行政法人が行わなければならないとされる行為は、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が行うものとする。

7 農業者大学校等の平成十八年三月三十一日に終わる事業年度における通則法第四十四条第一項及び第二項の規定による利益及び損失の処理に係る業務は、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が行うものとする。

8 前項の規定による処理において、通則法第四十四条第一項及び第二項の規定による整理を行つた後、同条第一項の規定による積立金があるときは、当該積立金の処分は、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が行うものとする。この場合において、附則第二十二条の規定による廃止前の独立行政法人農業者大学校法（平成十一年法律第百八十八号。以下「旧農業者大学校法」という。）第十二条、附則第二十二条の規定による廃止前の独立行政法人農業工学研究所法（平成十一年法律第百九十五号。以下「旧農業工学研究所法」という。）第十二条及び附則第二十二条の規定による廃止前の独立行政法人食品総合研究所法（平成十一年法律第百九十六号。以下「旧食品総合研究所法」という。）第十二条の規定（これららの規定に係る罰則を含む。）は、なおその効力を有するものとし、旧農業者大学校法第十二条第一項、旧農業工学研究所法第十二条第一項及び旧食品総合研究所法第十二条第一項中「当該中期目標の期間の次の」とあるのは「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の期間における前条」とあるのは「中期目標の期間における前条」とあるのは「中期目標の期間における独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第百九十二号）第十四条」とする。

9 第一条の規定により農業者大学校等が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構への出資）

第九条 前条第一項の規定により独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が農業者大学校等の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が承継する資産の価額（同条第八項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧農業者大学校法第十二条第一項、旧農業工学研究所法第十二条第一項又は旧食品総合研究所法第十二条第一項の規定による承認を受けた金額があるときは、当該金額に相当する金額

額を除く。)から負債の金額を差し引いた額は、政府から独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構に対し第一条の規定による改正後の独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法(以下「新研究機構法」という。)第十五条第一号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとする。この場合において、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構は、新研究機構法第六条第二項の認可を受けることなく、その額により資本金を増加するものとする。

2 前項に規定する資産の価額は、施行日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

3 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が権利を承継する場合における非課税)

第十一条 附則第八条第一項の規定により独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が権利を承継する場合における当該承継に伴う登記又は登録免許税を課さない。

2 附則第八条第一項の規定により独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得税又は自動車取得税を課することができない。

(独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構に対してされた出資に関する経過措置)

第十二条 施行日前に政府及び政府以外の者から独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構に対し第一条の規定による改正前の独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構法(以下「旧研究機構法」という。)第十四条第二号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資された出資金に相当する金額(政府の出資金に相当する金額については、当該金額から附則第十三条第五項に規定する農林水産大臣が財務大臣と協議して定める金額を控除した額に相当する金額)は、それぞれ、政府及び当該政府以外の者から新研究機構法第十五条第三号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとみなす。

(独立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の役員に関する特例)

第十三条 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、役員として、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法(平成十一年法律第九百九十二号)第九条第二項に定めるものほか、当分の間、理事二人を置くことができる。この場合において、その理事の任期は、同法第十二条の規定にかかるべく、一年とすることができる。

(国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の業務の特例等)

第十四条 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構は、特例業務を終えたときは、特例業務勘定を廃止するものとし、その廃止の際特例業務勘定についてその債務を弁済してなお残余財産があるときは、その財産は、国庫に帰属する。

第十五条 施行日前に旧研究機構法第十六条第一項の規定により独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構がした長期借入金については、旧研究機構法第十七条、第二十二条第一項(第一号に係る部分に限る)及び第二十五条(第一号に係る部分に限る)の規定は、なおその効力を有する。

(独立行政法人農業者大学校法等の廃止)

第二十一条 次に掲げる法律は、廃止する。

- 一 独立行政法人農業者大学校法
- 二 独立行政法人農業工学研究所法
- 三 独立行政法人食品総合研究所法
- 四 独立行政法人農業・ます資源管理センター法

(罰則に関する経過措置)

第二十二条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十三条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一八年一月一五日法律第一〇九号) 抄

この法律は、新信託法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一九年三月三〇日法律第八号) 抄

(施行期日)

第一 条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年一二月二六日法律第九五号) 抄

(施行期日)

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施

て定める

るものとみなす。

6 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法第十六条第一項から第三項までの規定は、特例業務勘定について準用する。この場合において、同条第一項中「通則法第四十四条第一

項」とあるのは「独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律(平成十八年法律第二十六号)以下この項において「整備法」という。)附則第十三条第六項において準用する第三項の規定により読み替えられた通則法第四十四条第一項」と、「第十四条」とあるのは「整備法附則第十三條第一項から第三項まで」と読み替えるものとする。

7 第一项から第三項までの規定により国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が特例業務を行う場合には、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法第十六条第五項中「前各項」とあるのは「独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律(平成十八年法律第二十六号)以下「整備法」という。)附則第十三条第六項の規定により読み替えて準用する第一項から第三項まで」と、同法第二十二条第一項第二号中「同条第四項」とあるのは「同条第四項及び整備法附則第十三條第六項」と、同法第二十二条第一項第二号及び第四号から第六号までの規定中「又は第三号に掲げる業務」とあるのは「若しくは第三号に掲げる業務又は整備法附則第十三條第四項に規定する特例業務」と、同法第二十五条第一号中「この法律」とあるのは「この法律及び整備法附則第十三條第六項の規定により読み替えて準用する第十六条第一項」と、同条第二号中「第十四条」とあるのは「第十四条及び整備法附則第十三条第一項から第三項まで」とする。

四三 独立行政法人水産大学校法

四 独立行政法人水産大学校法

第十五条 種苗管理センター等又は水産大학교의役員又は職員であつた者に係るその職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盜用してはならない義務については、施行日以後も、なお從前の
例による。

(罰則に関する経過措置)

第十六条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十七条 (政令への委任) この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定め

附則（平成二八年五月一〇日法律第四四号）抄

施行期日
第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。
附 則 **(平成二九年四月二一日法律第一九号)** 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、附則第四条の規定は、公布の日

から施行する。
（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなほ從前の例によることとされる場合
こおけるこの法律の施行後こした行為にに対する罰則の適用については、なお從前の例による。

(政令への委任) 第四回 前二段に記したのと同様、二つ去津の面倒を一週間要する堅固告警は、女房が主導する。

附 則（平成三十一年一月一日法律第九四号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行期日。

(経過措置) 行する。

第三十五条 この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に關する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(施行期日) 附 則 (令和二年一二月九日法律第七四号) 抄

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第三条の改正規定 第四条の改正規定 第五条の改正規定 第六条第一項の改正規定 第十
五条の改正規定及び同条の次に三条を加える改正規定 第十七条の改正規定 同条の次に一条

を加える改正規定、第十八条の改正規定、第二十一条の改正規定、第三十五条の次に「条を加える改正規定、第四十五条第一項の改正規定、第四十七条の改正規定並びに第七十四条の改正

規定並びに附則第五条、第十一条及び第十二条の規定 令和四年四月一日
附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

(施行期日)
この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該

各号に定める日から施行する。
一 第五百九条の規定 公布の日